

# 大分県報

平成二十八年  
第二七七〇号  
四月十二日

（火曜日）

## 目次

特定営利活動法人の設立認証申請……………	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………	一
公有水面埋立ての免許の届出……………	二
公 告	
競争入札参加者の資格に関する公示……………	四
一般競争入札の実施……………	五
基本測量の実施……………	七

## 〇告 示

大分県告示第二百四十七号  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。  
平成二十八年四月十二日

- |                     |       |         |
|---------------------|-------|---------|
| 一 申請のあつた年月日         | 大分県知事 | 広 瀬 勝 貞 |
| 平成二十八年三月二十三日        |       |         |
| 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 |       |         |
| 特定非営利活動法人 三重の郷      |       |         |
| 三 代表者の氏名            |       |         |
| 内 田 庄 一             |       |         |
| 四 主たる事務所の所在地        |       |         |
| 豊後高田市上香々地四千三百八十九番地  |       |         |

五 定款に記載された目的  
この法人は、豊後高田市三重地区の住民や同地区を訪れる方々に対して、地域住民との交流促進や地域に存在するさまざまな課題を住民等の協力を得てNPO法人が解決することと住民の安心・安全な地域づくりを目指す。また、地域内の資源を活用し、都市部住民との交流事業を行い、豊かな自然の里山保全を推進する。さらに、市内の観光施設との連携事業を実施することで、地域の一体的な振興に寄与することを目的とする。

### 大分県告示第二百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。  
平成二十八年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス三佐店  
大分市三佐三丁目百二十六番
  - 2 届出者の氏名又は名称及び住所  
JA三井リース建物株式会社  
代表取締役 保 崎 隆 行  
東京都中央区銀座八丁目十三番一号
  - 3 変更した事項  
(一) 大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名  
変更前 代表取締役社長 春 原 博  
変更後 代表取締役 保 崎 隆 行  
(二) 大規模小売店舗の設置者の住所  
変更前 東京都品川区東五反田二丁目十番二号  
変更後 東京都中央区銀座八丁目十三番一号
  - 4 変更の年月日  
(一) 大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名  
平成二十七年六月二十五日  
(二) 大規模小売店舗の設置者の住所

平成二十八年一月四日

二 届出年月日

平成二十八年三月十七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年四月十二日から同年八月十二日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年八月十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならぬ。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百四十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、その関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 出願の年月日

平成二十八年三月八日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

第一区域

白杵市大字風成字天神森脇八九七番七から同大字字久保二の九五〇番に至る各地先の

公有水面

第二区域

白杵市大字風成字久保九六一番二の地先の公有水面

2 区域

第一区域

次の各地点のうち一の地点から四九の地点までを順次に結んだ線、四九の地点と五〇の地点を結ぶ平成二十七年の春分の満潮位(C・D・L・プラス二・一三メートル)における公有水面と陸地との境界線及び一の地点と五〇の地点を結ぶ平成十五年三月十四日付け指令漁港第六一四号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(C・D・L・プラス二・二〇メートルにより決定)により囲まれた区域

一の地点 大分県津久見市大字長目字葛山三七八番地の国土地理院三等三角点「長目」(北緯三三度〇六分三一秒四七二八東経一三一度五一分五六秒六七九七(以下「基点」という。))から二九八度一七分〇二秒二、〇五八・七六

メートルの地点

二の地点 一の地点から五度四七分〇六秒五・三三メートルの地点

三の地点 二の地点から二八一度三五分一五秒〇・七九メートルの地点

四の地点 三の地点から一六度〇四分二一秒六・八一メートルの地点

五の地点 四の地点から一一分三秒八秒一・〇七メートルの地点

六の地点 五の地点から二六度五七分五秒七・〇五メートルの地点

七の地点 六の地点から三六度一七分五六秒八・六六メートルの地点

八の地点 七の地点から四二度二分三九秒四・八六メートルの地点

九の地点 八の地点から四二度一分三九秒五・一二メートルの地点

一〇の地点 九の地点から四三度〇九分一三秒一・三〇メートルの地点

一一の地点 一〇の地点から四三度〇二分五一秒一・〇〇メートルの地点

一二の地点 一一の地点から四三度〇二分〇六秒五・九六メートルの地点

一三の地点 一二の地点から四二度五九分五秒四・一〇メートルの地点

一四の地点 一三の地点から四七度二八分二一秒一・〇・八二メートルの地点

一五の地点 一四の地点から五五度一九分四七秒一・〇・九四メートルの地点

一六の地点 一五の地点から六八度四七分二一秒五・八五メートルの地点

一七の地点 一六の地点から七八度三九分四二秒五・八六メートルの地点

一八の地点 一七の地点から八七度五六分一九秒 五・五二メートルの地点

一九の地点 一八の地点から九七度五一分〇八秒六・二一メートルの地点

二〇の地点	一九の地点から一〇六度五七分四五秒五・三三メートルの地点
二一の地点	二〇の地点から一一四度五〇分一三秒六・〇一メートルの地点
二二の地点	二一の地点から一二二度三六分〇六秒一〇・六七メートルの地点
二三の地点	二二の地点から一二六度三九分五七秒五・六三メートルの地点
二四の地点	二三の地点から一二六度五三分五五秒九・四六メートルの地点
二五の地点	二四の地点から一二六度二五分五六秒五・〇〇メートルの地点
二六の地点	二五の地点から一二〇度五七分五八秒一九・三三メートルの地点
二七の地点	二六の地点から一一二度三三分三三秒六・九八メートルの地点
二八の地点	二七の地点から一一〇度二〇分三四秒一・二七メートルの地点
二九の地点	二八の地点から一〇三度三四分一三秒一三・〇三メートルの地点
三〇の地点	二九の地点から九度三九分二六秒一・〇〇メートルの地点
三一の地点	三〇の地点から九四度五七分一九秒六・四七メートルの地点
三二の地点	三一の地点から一八四度五三分〇八秒一・一一メートルの地点
三三の地点	三二の地点から九〇度五五分二三秒一八・八六メートルの地点
三四の地点	三三の地点から八三度二六分三八秒四・六九メートルの地点
三五の地点	三四の地点から七七度二八分五〇秒一三・八三メートルの地点
三六の地点	三五の地点から七一度二九分二六秒一〇・三六メートルの地点
三七の地点	三六の地点から六八度四一分〇五秒九・四六メートルの地点
三八の地点	三七の地点から六八度四二分〇二秒九・三七メートルの地点
三九の地点	三八の地点から六八度四八分一七秒一〇・七〇メートルの地点
四〇の地点	三九の地点から七〇度五九分二〇秒一五・三〇メートルの地点
四一の地点	四〇の地点から七四度一分三三秒五・一九メートルの地点
四二の地点	四一の地点から七六度三六分三八秒一〇・三二メートルの地点
四三の地点	四二の地点から八〇度四〇分五四秒一〇・三二メートルの地点
四四の地点	四三の地点から八四度一五分四五秒一・一五メートルの地点
四五の地点	四四の地点から八七度四四分五七秒九・四九メートルの地点
四六の地点	四五の地点から九一度〇〇分〇三秒八・五三メートルの地点
四七の地点	四六の地点から九四度二九分〇五秒一二・〇三メートルの地点
四八の地点	四七の地点から九六度五二分二八秒一三・九八メートルの地点
四九の地点	四八の地点から九七度二〇分五〇秒六・〇〇メートルの地点
五〇の地点	四九の地点から二六一度三一分一九秒三四〇・九一メートルの地点

第二区域

次の各地点のうち五一の地点から五五の地点までを順次に結んだ線、五五の地点と五六の地点を結ぶ平成二十二年十一月二日付け指令河第九百九十六号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C・D・L・プラス一・九七メートルにより決定）及び五一の地点と五六の地点を結ぶ平成二十七年の春分の満潮位（C・D・L・プラス二・一三メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 3 面積
- 第一区域 二、五五八・九一平方メートル
  - 第二区域 八三・九〇平方メートル
  - 合 計 二、六四二・八一平方メートル
- 上浦漁港区域
- 第一区域 一九六・六〇平方メートル

- 2 区域
- 第一区域 二、三六二・三一平方メートル
  - 第二区域 八三・九〇平方メートル
  - 合 計 二、四四六・二一平方メートル

- 4 埋立てに関する工事の施行区域
- 1 位置
- 白杵市大字風成字天神森脇八九七番七から同大字久保九六一番二に至る各地内及び同地先の公有水面

- 2 区域
- 次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とmの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 基点から二九七度四七分五八秒二、〇五八・五〇メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から三五一度三一分〇四秒二二・一二メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から一六度五一分〇八秒一九・一九メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から四二度一〇分二九秒一五・一九メートルの地点

Eの地点	Dの地点から四二度一分二六秒三一・三一メートルの地点
Fの地点	Eの地点から五一度〇七分〇八秒三八・〇三メートルの地点
Gの地点	Fの地点から七四度五八分五一秒一三・三二メートルの地点
Hの地点	Gの地点から一一三度一二分一〇秒五三・一八メートルの地点
Iの地点	Hの地点から一二三度三四分四六秒二二・六三メートルの地点
Jの地点	Iの地点から一一二度二六分一六秒二三・六四メートルの地点
Kの地点	Jの地点から九九度五〇分一三秒一五・六一メートルの地点
Lの地点	Kの地点から八六度二四分〇八秒一五・八四メートルの地点
Mの地点	Lの地点から七四度五八分四四秒一四・八三メートルの地点
Nの地点	Mの地点から六五度二三分三八秒一五・八三メートルの地点
Oの地点	Nの地点から七〇度二四分二七秒六九・五九メートルの地点
Pの地点	Oの地点から七四度五九分四四秒二三・五四メートルの地点
Qの地点	Pの地点から九七度三〇分五八秒一五・〇三メートルの地点
Rの地点	Qの地点から一一〇度三五分五九秒二三・〇二メートルの地点
Sの地点	Rの地点から七五度〇〇分三五秒二四・九六メートルの地点
Tの地点	Sの地点から九九度四四分〇一秒三九・四三メートルの地点
Uの地点	Tの地点から一九二度二三分四五秒二二・二一メートルの地点
Vの地点	Uの地点から二七七度一二分三五秒五五・四九メートルの地点
Wの地点	Vの地点から二六三度四六分四三秒四・四五メートルの地点
Xの地点	Wの地点から二四八度四八分一八秒二一・九九メートルの地点
Yの地点	Xの地点から二五七度五一分一三秒一三・六三メートルの地点
Zの地点	Yの地点から二八四度〇四分三四秒三八・四五メートルの地点
aの地点	Zの地点から二五七度五一分三八秒二五・七八メートルの地点
bの地点	aの地点から二四九度五二分三二秒四七・二二メートルの地点
cの地点	bの地点から二五五度五五分一二秒一四・四三メートルの地点
dの地点	cの地点から二六八度二八分三二秒一〇・〇七メートルの地点
eの地点	dの地点から二七七度一五分五〇秒一五・七四メートルの地点
fの地点	eの地点から二八〇度一二分三一秒二〇・八九メートルの地点
gの地点	fの地点から二九一度五二分一五秒一八・三〇メートルの地点
hの地点	gの地点から三〇〇度〇四分一三秒一五・四六メートルの地点
iの地点	hの地点から三〇七度一五分五〇秒三五・九一メートルの地点
jの地点	iの地点から二六七度二二分四三秒九・四六メートルの地点

- kの地点 jの地点から二五四度五六分一五秒一三・七八メートルの地点
  - lの地点 kの地点から二四六度〇七分三二秒一五・六〇メートルの地点
  - mの地点 lの地点から二二七度三三分五六秒一一・八〇メートルの地点
  - nの地点 mの地点から二一六度五八分三五秒二六・五〇メートルの地点
- 3 面積
- 上浦漁港区域 七九一・〇一平方メートル
  - 海岸区域 九、七四五・三六平方メートル
  - 合 計 一〇、五三六・三七平方メートル
- 五 埋立地の用途
- 六 道路用地、護岸用地
- 縦覧の場所
- 大分県土木建築部河川課及び白杵土木事務所並びに白杵市役所
- 七 縦覧の期間
- 平成二十八年四月十二日から  
平成二十八年五月二日まで

### ○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十八年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする物品等の種類
  - 豊の国ハイパーネットワーク機器等一式
- 二 競争入札の参加者資格
  - 1 競争入札に参加することができない場合
    - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合
    - (二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成二十年大分県告示第百四十八号)第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合
    - (三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満の場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(七) 暴力団関係企業等（暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（平成二十八年四月十二日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

(3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の入手、提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七（五〇六）二九五七

3 申請の時期

平成二十八年四月十二日（火曜日）から同月二十二日（金曜日）までとする。なお、

申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に

合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から平成二十九年三月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年の範囲内で知事が定める期間競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合  
(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(七)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成28年4月12日

大分県知事 広瀬 勝貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達とする物品等の種類及び数量

豊の国ハイパーネットワーク機器等一式

(2) 納入期限

平成28年9月30日（金）

(3) 納入場所

大分県知事が指定する場所

(4) 契約期間

平成28年11月1日から平成35年10月31日までの長期継続契約とする。

ただし、納入期限は上記②のとおり平成28年9月30日とし、平成28年10月1日から平成28年10月31日までの間は試験利用期間として、この間の賃借料は発生しないものとする。

2 競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうち、リース・レンタルとしての業種登録を取得している者であること。
- (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (4) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。  
 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。  
 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  
 イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）  
 ウ 暴力団員が役員となっている事業者  
 エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者  
 オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者  
 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者  
 キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者  
 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者  
 ケ この調達に係る仕様書に基づき、大分県知事に機能等証明書を提出し、本入札への参加を認めることについて、通知を受けた者であること。

- 上記2の②に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。
- (1) 申請の時期  
 平成28年4月12日（火）から同月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。  
 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。
  - (2) 申請書類の入手場所及び提出先  
 大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
 〒870—8501 大分市大手町3丁目1番1号  
 電話 097—506—2957  
 大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/201100/myusats2015.html>
  - 4 契約に関する事務を担当する部局の名称  
 大分県商工労働部情報政策課地域情報化推進班
  - 5 契約条項を示す場所及び日時  
 (1) 場所  
 大分県商工労働部情報政策課地域情報化推進班  
 〒870—8501 大分市大手町3丁目1番1号  
 電話 097—506—2069  
 (2) 日時  
 平成28年4月12日（火）から同年5月11日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。
  - 6 入札説明書の交付場所及び日時  
 上記5に同じ
  - 7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
 (1) 使用言語 日本語  
 (2) 通貨 日本国通貨
  - 8 入札書の提出場所及び提出期限  
 (1) 提出場所 大分県商工労働部情報政策課地域情報化推進班  
 (2) 提出期限 平成28年5月25日（水）午前10時00分 時間厳守
- ただし、郵送の場合は平成28年5月24日（火）までに必着すること。

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

9 開札の場所及び日時等

(1) 開札場所 大分県庁舎本館 8階82会議室

(2) 日 時 平成28年 5月25日 (水) 午前10時00分

(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。

10 入札保証金に関する事項

見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

11 契約保証金に関する事項

契約予定総額（契約単価に契約予定数量を乗じた金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

(1) 金額の記載がないもの

(2) 入札に関する条件に違反したもの

(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。

(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

13 最低制限価格に関する事項  
設定しない。

14 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を

行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。

15 その他

この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rentend

One set of Toyonokuni Hyper Network Equipments

(2) Delivery Deadline

September 30, 2016

(3) Delivery Place

The place that Governor of Oita appoints

(4) Time limit for tender

10:00 a.m. May 25, 2016

(5) Management Bureau Address

Property Management Division

Oita Prefectural Government

3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501

TEL 097-506-2069

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について通知があった。

平成二十八年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

基本測量「電子国土基本図（地図情報）」及び「国土広域情報」修正測量

二 作業の地域

県内全域

三 作業の期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで